

一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、六十谷第1浄水場(和歌山市六十谷280番地)について受変電と高低圧配電設備の定期点検及び試験測定業務を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この業務は、和歌山市六十谷第1浄水場自家用電気工作物保安規程に則り、巡視点検測定及び手入れ基準により、5年毎の定期点検、精密点検等を実施するものであり、六十谷第1浄水場選任の電気主任技術者のもと、高圧受変電設備と第1ポンプ所及び第2ポンプ所の高低圧配電設備の機能維持を図るために、当該機器の点検調整及び測定を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、定期点検及び測定作業にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、水道法、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

(基本事項)

第4条 この定期点検及び測定業務は六十谷第1浄水場の高圧受変電設備と第1ポンプ所及び第2ポンプ所の電気設備の機能が十分に達成できるよう契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて、本市係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、この業務の性格上、当然必要なものは実施する。

4 受託者は、業務完了後一年以内にこの委託業務に基づくものと判断される故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて復旧するものとする。

5 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 整備とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業を行う。

2 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

3 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

4 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(本市係員)

第6条 係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(有資格者の選任)

第7条 受託者は、受変電設備の点検に精通した実務経験が5年以上の電気主任技術者の有資格者を契約書第6条による現場の責任者として選任することとする。

(提出書類)

第8条 受託者は、現場責任者を選任後、資格等の写しとともに、全体工程表及び油入遮断器の点検整備の経験を有する作業員を従事させた計画書等を提出すること。

2 受託者は業務終了後、完了通知書、作業日報、作業報告書、試験成績書もしくは点検及び測定記録簿、写真票を提出する。ただし、定期点検及び測定内容により市係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第9条 現場責任者は、定期点検及び測定作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努め、火気を使用する場合には十分な防火措置を講じる。

2 現場責任者は、着手前に作業範囲、立入禁止区域等を定め、安全な業務履行を徹底し、事故防止に努めること。

3 現場責任者は、作業前に安全上必要な措置を講じ、作業中に事故等が無きよう各関連箇所に危険防止の表示を取り付けること。

4 現場責任者は、作業前に検電し、必要があれば保安接地、その他安全上必要な措置を実施し、必要とする箇所には関連箇所に危険防止の表示をすること。

5 現場責任者は、作業点検中に誤って送電なきよう、あらかじめ決められた者以外は操作しないようにし、各関連場所に操作禁止、保安措置の表示を取り付けること。

(作業時間)

第10条 定期点検及び測定作業の作業時間は係員の指示に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員と協議するものとする。

(整備点検用工器具等)

第11条 定期点検及び測定用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第12条 ビス類、ボルト類、ビニルテープ、グリス、油脂類、ウエス、サンドペーパー等、軽微な整備作業用品は、原則として受託者が用意する。ただし、一部において係員との協議により、交換用品については施設にある予備品を使用しても良いこととする。

(作業用電力及び作業用水)

第13条 定期点検及び測定作業用電力及び作業用水は、施設にあるものを使用しても良いこととする。

(工程等の打合せ)

第14条 現場責任者は、需要家先に浄水を送水している工業用水道の業務に支障を来たさないよう点検工程を3日間程度とした受変電設備、第1ポンプ所、第2ポンプ所毎、個別に

日程及び時間等を調整して作業工程を作成し、係員、当施設従事者と工程等について事前に十分打合せの上、業務を履行しなければならない。

(作業立会い)

第15条 受託者は、原則として係員又は当施設従事者の立会いのもと定期点検及び測定作業を行うものとする。

2 受託者は、自家用電気工作物となる部分の作業を行うときには、和歌山市六十谷第1浄水場自家用電気工作物保安規程を遵守し、当施設の電気主任技術者の監督立会いのもと実施すること。

(その他)

第16条 六十谷第1浄水場は常時稼働中の施設であり、六十谷第1及び第2浄水場の業務に支障を来たさないようにすることとし、万一施設及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。

2 整備点検中に汚染、損傷の恐れが予測される場合は、事前に適切な方法で養生すること。

3 電源を停止しての点検中は、監視業務に必要な場合には最低限の作業電源を確保することとする。

4 点検終了後は、乙の責任において六十谷第1浄水場の運転に支障がない事を念入りに確認すること。

5 現場責任者は、業務を実施するに当たり、現場毎に作業の状況がわかるよう各工程別に写真に記録し、A4サイズに整理すること。

6 この点検業務は、すべて本市の確認に合格すること。

7 受託者は、点検業務終了後速やかに下記の書類を提出することとする。

(1) 完了通知書

(2) 作業日報

(3) 作業報告書

(4) 試験成績書もしくは点検記録簿

(5) 写真票

特記仕様書

第1条 一般事項

本点検は、下記項目に基づき実施すること。

- 1 電気設備技術基準
- 2 和歌山市六十谷第1浄水場自家用電気工作物保安規程
- 3 設置機器メーカー取扱い説明書記載点検整備書等
- 4 その他

第2条 点検整備範囲

- 1 高压架空引込
 - (1) 高压気中開閉器 ～1台
- 2 屋外閉鎖型受変電設備（屋外キュービクル）
 - (1) 断路器 ～2台
 - (2) 真空遮断器 ～7台
 - (3) 避雷器 ～1台
 - (4) 乾式変圧器 ～2台
 - (5) 保護継電器（27/不足電圧継電器） ～3台
 - (51/過電流継電器） ～1.4台
 - (64/地絡過電圧継電器） ～2台
 - (67/地絡方向継電器 SOG 含む） ～3台
- 3 第1ポンプ所開放型受変電設備
 - (1) 双投断路器 ～1台
 - (2) 断路器 ～1.0台
 - (3) 真空遮断器 ～2台
 - (4) 油入遮断器 ～1.0台
 - (5) 油入変圧器（3φ200kVA／3φ30kVA／1φ20kVA） ～3台
 - (6) 電力用コンデンサ ～4台
 - (7) 油入開閉器 ～4台
 - (8) 低圧盤（動力盤／電灯盤／送泥ポンプ分電盤／AC110V分電盤
／No.2分電盤／整流器盤／配電盤／分電盤） ～1式
 - (9) 保護継電器（27/不足電圧継電器） ～2台
 - (51/過電流継電器） ～2.2台
 - (64/地絡過電圧継電器） ～1台
 - 発電機部（27/過不足電圧継電器） ～1台
 - (51G/地絡過電流継電器） ～1台
 - (59/過電圧継電器） ～1台
- 4 第2ポンプ所開放型受変電設備

(1) 双投断路器	～1台
(2) 断路器	～11台
(3) 油入遮断器	～12台
(4) 避雷器	～1台
(5) 油入変圧器 (3φ200kVA/1φ30kVA)	～2台
(6) 電力用コンデンサ	～4台
(7) 油入開閉器	～3台
(8) 低圧盤 (低圧動力盤/電灯盤/送泥ポンプ分電盤 /主幹盤(薬注設備電源)/主開閉器盤(管理室暖房用電源) /AC.DC分電盤/AC110V電源盤 /BD分電盤(屋外受変電設備電源)	～1式
(9) 保護継電器 (27/不足電圧継電器)	～1台
(51/過電流継電器)	～22台
発電機部 (51/過電流継電器)	～2台
(51G/地絡過電流継電器)	～1台
(59/過電圧継電器)	～1台

第3条 点検整備内容

1 共通一般事項 (すべての機器に適用する。)

(1) 機器点検整備

- ア. 外観点検 (状態、塵埃、汚損、過熱、変色、発錆、腐食、損傷、亀裂、変形、異臭、緩み、取付状況、締付状況、断線、脱落)
- イ. 機能点検 (絶縁抵抗測定・接地抵抗測定、機器の動作確認、その他)
- ウ. 総合点検 (実負荷点検、操作位置及び動作位置の確認、劣化状態の確認、その他)
- エ. 調整・整備 (各部点検清掃及び必要箇所への注油、増締め、調整その他)

2 閉鎖盤・操作盤・配電盤・分電盤・その他各盤類

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (名板の確認、計器の状態、表示灯の確認、碍子の損傷、盤内計器の状態、操作及び切換器の接触状態、配線の状態、配線用遮断器の状態、扉及び遮蔽板の状態、塗装の状態、施錠の状態)
- (3) 機能点検 (保護継電器の動作特性試験、シーケンス試験、絶縁監視装置の機能、盤内照明の動作確認)

3 保護電器

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (名板の確認、計器の状態、整定値の確認、表示の確認、配線の状態)
- (3) 動作特性試験
 - (27) 不足電圧継電器 (ア. 最大動作電圧値/イ. 復帰動作電圧値/ウ. 動作時間)
 - (51) 過電流継電器 (ア. 瞬時動作電流値/イ. 最小動作電流値/ウ. 動作時間)
 - (64) 地絡過電圧継電器 (ア. 最小動作電圧値/イ. 動作時間)

(67) 地絡方向継電器 (ア. 最小動作電流値/イ. 位相特性/ウ. 動作時間)

4 高圧気中開閉器

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (接続状況、接地線接続部の状態、開閉用引紐の状態、付属装置)
- (3) 機能点検 (操作具合、操作機構、動作表示の状態)
- (4) 操作紐の交換

5 断路器

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (受けと刃の接触、受けと刃の荒れ具合、異物付着、接続状況、
碍子の状態、ジスコンフック棒の状態)
- (3) 機能点検 (安全ラッチの機能、投入状態、開放状態)

6 遮断器・開閉器類

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (漏油(OCB)、油量(OCB)、絶縁油の汚れ(OCB)、真空バルブの接点(VCB)、
接続状況、接地線接続部の状態、開閉用引紐の状態、付属装置)
- (3) 機能点検 (操作具合、操作機構、動作表示窓の状態、採油(OCB)指示するもの)

7 母線

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (他物との離隔距離、接続状況、碍子及び支持物の状態、
接続部分の状態)

8 受電用変圧器 (乾式)

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (振動、音響、温度、接続状況、整定タップ確認、接地線接続部の状態、
付属装置(温度計含む))
- (3) 機能点検 (付属装置の動作)

9 配電用変圧器 (油入)

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (漏油、油量、絶縁油の汚れ、振動、音響、温度、接続状況、リード線の
状態、鉄心の状態、コンサベータの状態、接地線接続部の状態、
付属装置(温度計含む))
- (3) 機能点検 (付属装置の動作、採油(OCB)指示するもの)

10 計器用変成器 (乾式) (油入)

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (漏油(油入式)、音響、温度、接続状況)

11 避雷器

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む
- (2) 外観点検 (接続状況、接地線接続部の状態)

12 電力用コンデンサ

- (1) 共通一般事項 (ア. 外観点検/イ. 機能点検/ウ. 総合点検/エ. 調整・整備) 含む

(2) 外観点検（漏油、振動、音響、温度、接続状況、接地線接続部の状態、付属装置）

(3) 機能点検（付属装置の動作）

1 3 電線路・支持物

(1) 共通一般事項（ア．外観点検／イ．機能点検／ウ．総合点検／エ．調整・整備）含む

(2) 外観点検（配管・保護管の腐食・損傷、ケーブルダクトの腐食・損傷、ケーブルヘッドの損傷・固定状況、端末処理の状態、シースアース接続部の状態、ケーブルの漏油、温度、機器への接続状況）

1 4 負荷設備

(1) 電動機・照明器具・配線器具

（絶縁抵抗測定のための点検とする。）

1 5 その他

(1) 電気事業法及び六十谷第1浄水場自家用電気設備保安規程により、甲乙協議の上係員が指示するもの。

1 6 復旧確認

(1) 点検作業後には下記の事項について確認を行うこと。

・工具・保護具等の数量を確認し、作業現場に置忘れがないか確認すること。

・点検等により離線、短絡を行った箇所の復旧忘れがないか確認すること。

(2) 作業終了時は機器を点検前の状態に復旧すること。（運転状態・モード等）

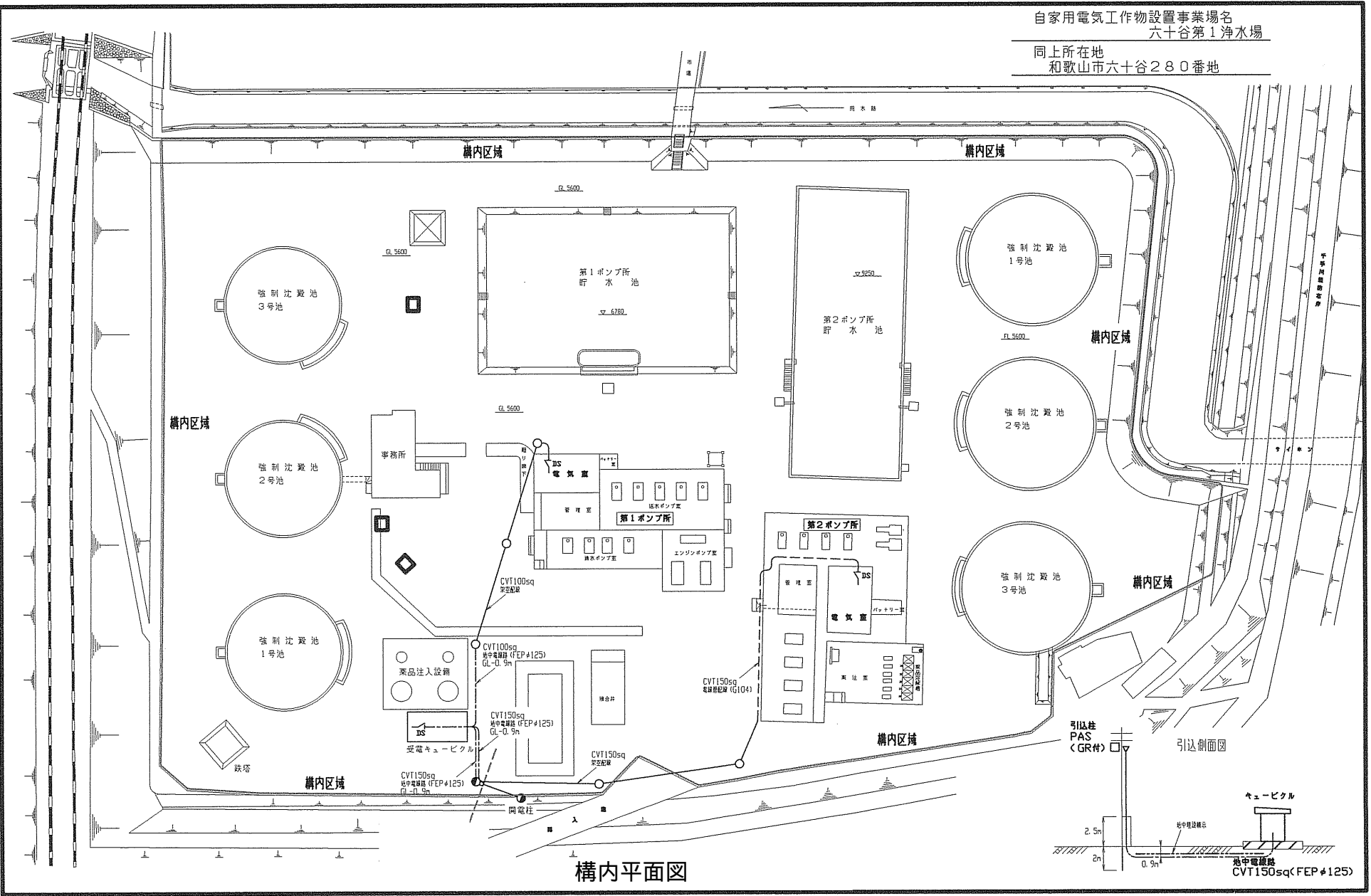
1 7 交換用品

(1) 高圧気中開閉器投入用操作紐（赤色） 1本

(2) 高圧気中開閉器開放用操作紐（白色） 1本

自家用電気工作物設置事業場名
六十谷第1浄水場

同上所在地
和歌山市六十谷280番地



構内平面図

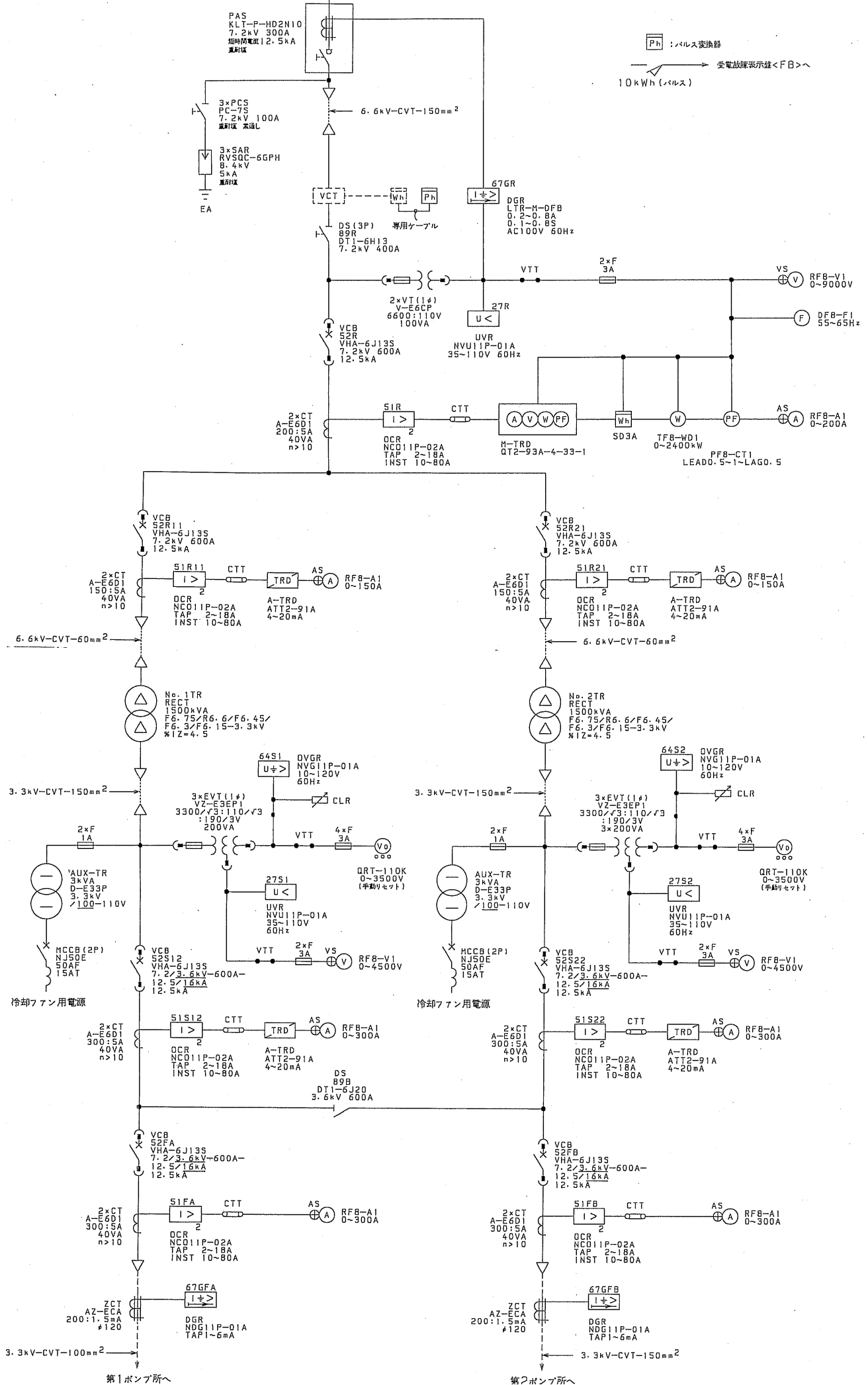
CVT150sq(FEP#125)

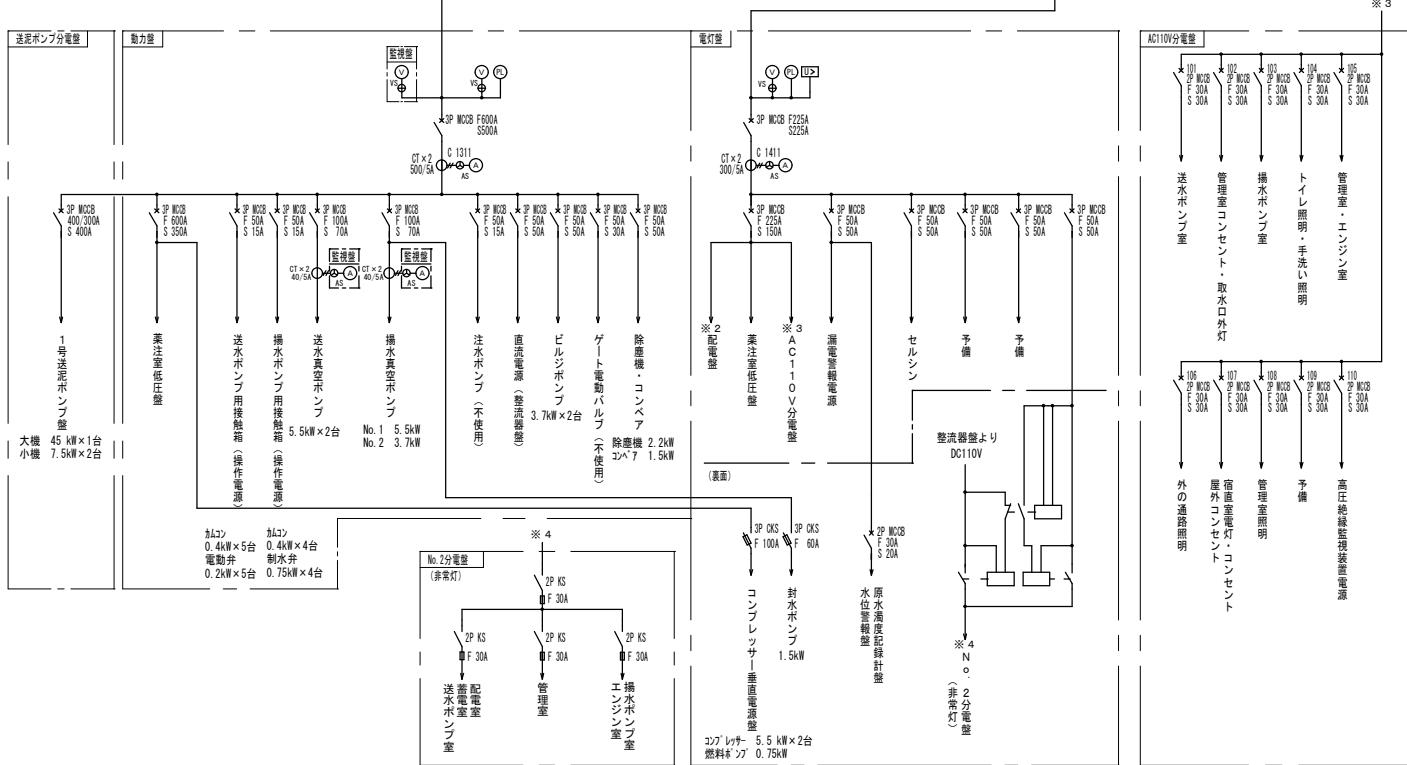
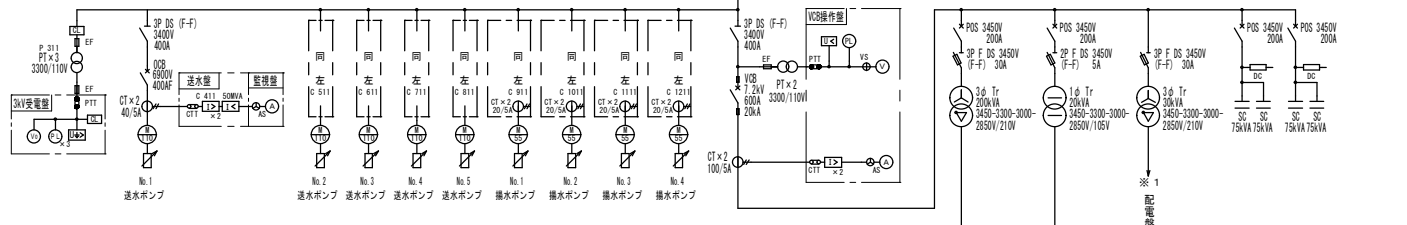
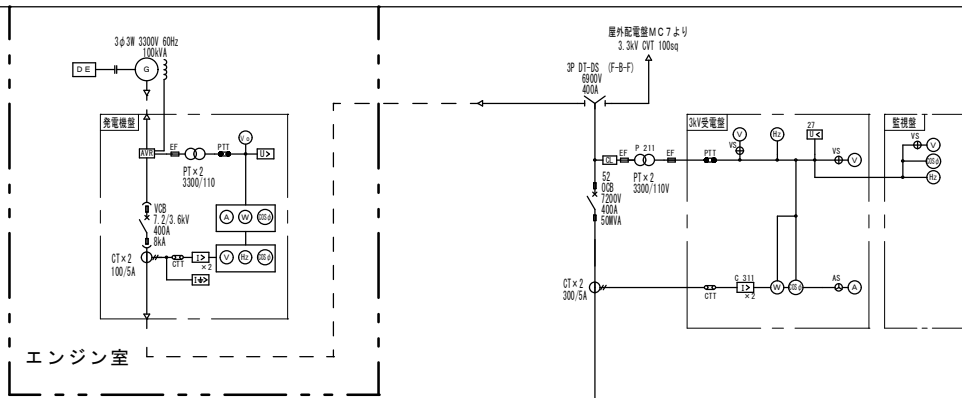
高压受変電設備

関西電力供給
3×3W 6.6kV 60Hz

Ph : パルス変換器

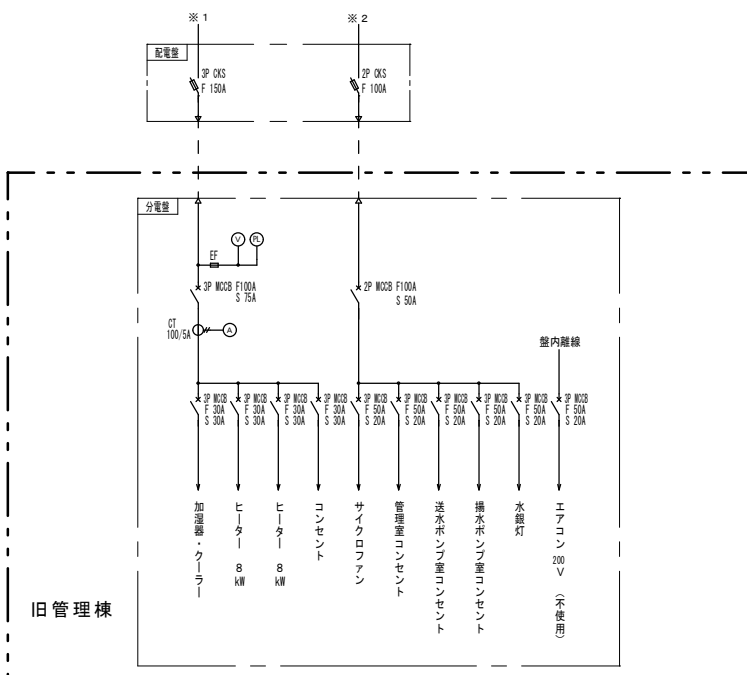
10kWh (パルス) → 受電故障表示器 <FB> <F>



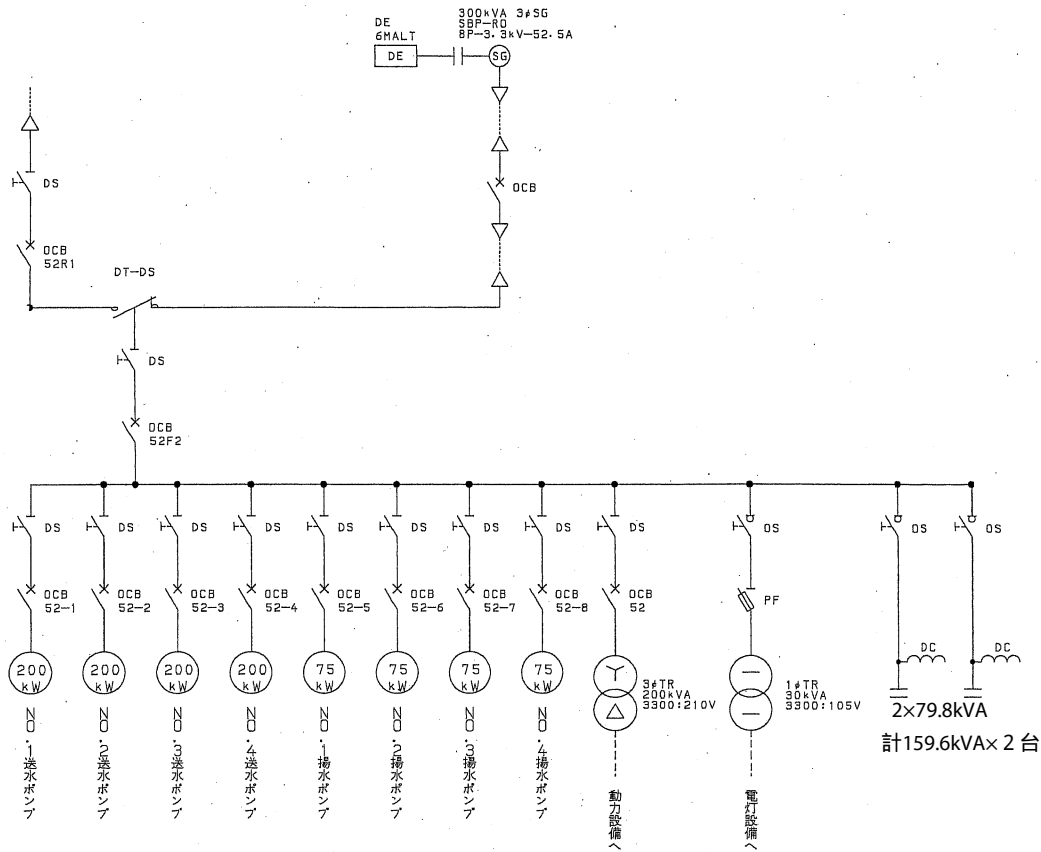


第1ポンプ所 電気室内

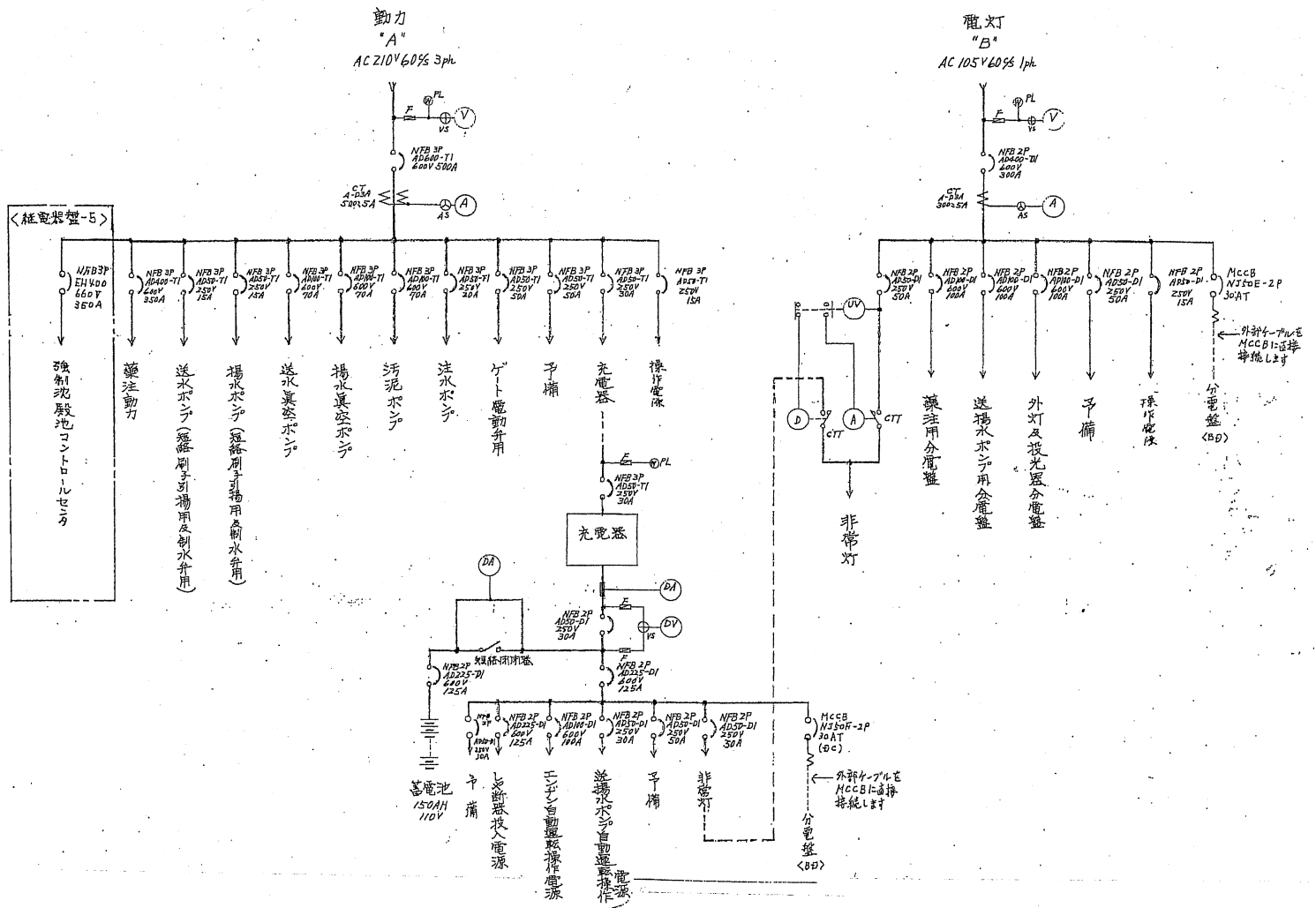
第1ポンプ所 単線結線図



第2ポンプ所



低圧主回路単線接続図



六十谷第1浄水場自家用電気工作物定期点検及び測定業務委託 内訳書

業務場所 六十谷第1浄水場

P. (1/1)

名 称	規 格 等	数量	単位	単 価	金 額	備 考
(点検費) 高圧受変電設備	屋外閉鎖盤	1	式			
(点検費) 第1ポンプ所	屋内開放型電気室	1	式			
(点検費) 第2ポンプ所	屋内開放型電気室	1	式			
雑材消耗品		1	式			
現場管理費		1	式			提出書面作成含
諸 経 費		1	式			
合 計						
消費税等相当額	(10%)	1	式			
総金額						

注記：本内訳書は参考を示すものであり、受託者の業務をなんら拘束するものではありません。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、六十谷第1浄水場自家用電気工作物定期点検及び測定業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、六十谷第1浄水場自家用電気工作物定期点検及び測定業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、 円（うち消費税及び地方消費税 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規定により不納付とする。

（責任者の選任）

第6条 乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる責任者（有資格者を含む。）を選任し、経歴書を添えて甲に届けなければならない。

2 乙は、委託業務を行う場合前項で選任した責任者を立ち合わせなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第10条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行できないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第13条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第14条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第15条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で算出した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除通知)

第17条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第10条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第10条第2項及び第16条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその修補、代替物の引渡し若しくは不足物の引渡し、又は報酬の減額請求をし、これらとともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項に規定による修補、報酬の減額及び損害賠償の請求は、契約不適合を知った時から5年又は第14条第1項又は第2項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による業務履行の確認をうけた日から10年のいずれかが到来するまで行わなければならない。

3 前項にかかわらず、甲は、契約不適合があることを知った時から1年以内に乙に通知しなければ、第1項の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果品の契約不適合が甲の指図等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が甲の指図等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第22条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は損害金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第23条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

乙 住所
氏名

質問・回答について

1 委 託 名 称 六十谷第1浄水場自家用電気工作物定期点検及び測定業務委託

2 委 託 番 号 28

3 担 当 課 上・工業用水道管理課（六十谷第1浄水場）

4 質 問 及 び 回 答

(1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。

(2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）

(3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年5月8日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。

(4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。